

平成31年
3月1日現在

平成28年熊本地震 大津町・被災支援のまとめ

「平成28年熊本地震」で被災した皆さんに向けた支援内容をまとめています。
現在までに期限が変更になっているものもあります。
漏れがないように内容の確認と申請をお願いします。

大津町義援金・熊本県義援金の追加配分が決定しました

被災者支援のための義援金を配分委員会の決定に基づいて支給しています。
このたび、県と町の義援金の追加配分が決定しました。既に義援金を申請済みの人は、新たな申請の必要はありません。入金
は3月下旬を予定しています。対象者へは後日、振込通知を送付します。
また、住民税非課税世帯に対する追加配分も予定しています。詳しくは、広報4月号でお知らせします。

配分対象	県義援金	今回追加分	町義援金	今回追加分	合計
人的被害	死亡者	100万円	なし	5万円	105万円
	重傷者	10万円	なし	1万円	11万円
住家被害	全壊世帯	80万円	5万円	4万円	93万円
	解体世帯(大規模半壊)	80万円	5万円	3万円	91万円
	解体世帯(半壊)	80万円	5万円	1万円	87.5万円
	大規模半壊世帯	40万円	2.5万円	3万円	48.5万円
	半壊世帯	40万円	2.5万円	1万円	45万円
一部損壊世帯(対象修理費100万円以上)	10万円	なし	1万円	なし	11万円

※これまでに支給された分を含めて記載。

●対象者(世帯)
・人的被害(一人当たり) 平成28年地震によって死亡または重症を負った人。
※事前に窓口で相談が必要です。
・住家被害(世帯当たり) 居住者用り災証明書
の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊の世帯、一部損壊で対象となる
修理費用が100万円以上の世帯。
※所有者用り災証明書は対象外。

●申請期限 平成32年3月31日(火)
※1年間延長されました。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

一部損壊見舞金

居住していた住家が居住者用り災証明書「一部損壊」の場合、修理費用に応じて支援を受けることができます。

●対象者(世帯)

居住者用り災証明書の被災程度が一部損壊で、修理費用に10万円以上100万円未満を支出した世帯。
※対象とならない修理費用
・内装(間仕切り壁、壁紙、障子など)
・外構(門、車庫、塀、柵など)
・家電製品 など

※一度見舞金を申請すると義援金の申請への変更や修理額の追加はできません。
●見舞金支給額
・修理費用が10万円以上30万円未満の場合、一律3万円
・修理費用が30万円以上100万円未満の場合、修理費の10%(1,000円未満は切り捨て)

●申請期限 平成32年3月31日(火)
※1年間延長されました。
●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

被災者生活再建支援金

生活基盤に大きな被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。

●対象

居住者用り災証明書の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊解体の世帯。
※所有者用り災証明書は対象外。

●支給額

区分	基礎支援金	再建方法		加算支援金
		建設・購入	補修	
複数世帯	100万円	建設・購入	200万円	200万円
		補修	100万円	
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	50万円
		補修	100万円	
単数世帯	75万円	建設・購入	150万円	75万円
		補修	75万円	
大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	37.5万円
		補修	75万円	

●申請期限 平成31年5月13日(月)
※加算支援金を受領した場合は、災害公営住宅への入居はできません。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

り災証明書

各種支援を受けるときに必要な「り災証明書」の一部損壊世帯への写真判定と、再発行を行っています。

※特別な事情での新規申請はご相談ください。

●対象

平成28年4月14、16日に対象住家へ居住または所有していた人または同じ世帯の人。

●必要なもの

被害の状況がわかる写真を現像または印刷したもの、身分証明書(運転免許証、保険証など)、印鑑 ※別世帯の人は委任状
●問い合わせ 役場総務課 地域安全係
☎096(293)3111

住まいの再建相談窓口

新たな住まいを確保しなければならぬ被災者を支援するため、相談窓口を開設しています。

●開設日時 毎週月曜(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後5時

●場所 役場仮庁舎(相談ブース)

●相談内容 賃貸物件、住宅ローンの情報など

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

「住まいの再建」4つの支援策

「住まいの再建」のための支援策をご紹介します。詳しくはお問い合わせください。

●対象世帯 応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯、半壊のり災証明書の交付世帯で解体した世帯、法に基づく長期避難世帯。

支援策	助成内容
自宅再建希望世帯	①「60歳以上の人に向けた支援」 リバースモーゲージ型(※)の融資に対する 利子助成 ●融資限度額 850万円までの融資に対する 利子の20年分を一括助成します。
	②「一定額までの利子負担を軽減」 子育て世帯も安心して借りられるよう助成 借入金の利子を助成します。 ●融資限度額 850万円までの融資に対する 利子相当額を一括助成します。
民間賃貸住宅希望世帯	③「民間賃貸住宅への入居費用を助成」 民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減 賃貸住宅へ入居したときの礼金や手数料などの 初期費用を助成します。 ●助成金 一律 20万円
公営住宅を含む希望世帯	④「引越し時の転居費用を助成」 引越しするときの負担を軽減 仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅 などへ転居したときの転居費用を助成します。 ●助成金 一律 10万円

※リバースモーゲージ：高齢者(60歳以上)向け住宅再建融資のこと。所有する土地・自宅を担保に住宅再建費用などの融資を受け、死亡後に担保物件を売却し一括返済するか、相続人による現金一括返済によって完済することができるもので、月々の支払いは利息のみになります。

「半壊」世帯のための支援策

半壊世帯の住宅補修にかかる利子を助成します。

●対象世帯

居住者用り災証明書のり災程度が「半壊」で、平成28年4月15日から平成31年3月31日(日)までの間に、被災した住宅を補修するために金融機関から融資を受け、利子が発生している世帯。
※被災者生活再建支援金の対象世帯、応急仮設・みなし仮設へ入居した世帯、町税に滞納がある世帯は対象外。

●助成内容

①リバースモーゲージ型融資(60歳以上向け住宅再建融資)を受けた場合：融資限度額(850万円)までの融資に対する利子の20年分を一括助成
②金融機関などから融資(住宅補修のための融資に限る)を受けた場合：借入額または融資限度額(850万円)いずれか低い額の利子相当額を一括助成

●申請期限 平成32年2月28日(金)

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510

県住宅再建支援事業(二重ローン対策)

「平成28年熊本地震」で居住していた住宅に被害を受けた人が対象です。
その被災住宅のローンに加え、新たに住宅を再建するためのローンを組んだ場合に元の住宅ローンに係っている利子相当額を補助します。
●補助対象要件(全ての要件を満たす人)
①新たな借入の契約をした日の前月末時点で被災家屋に係る既存住宅のローンが500万円以上ある人。
②県内に自らが居住する住宅のために300万円以上の新たな住宅ローンの契約をした人。
③課税所得金額が780万円以下の人。
(同一世帯内で最も所得が高い人の所得金額)
●補助金額
被災家屋の既往債務にかかる利子相当額(上限額50万円)
●申請期限 平成32年3月(予定)
●問い合わせ 県住宅課
☎096(333)2547

日本財団がまち基金 被災住宅再建資金助成事業

居住者用り災証明書のり災程度が半壊以上で、県内金融機関などから融資を受けて地元工務店による住宅を建設(購入)した場合、100万円を限度に利息相当額を助成します。申請多数の場合は抽選となります。

●受付期限 3月29日(金)
※平成30年度をもって終了します。

●問い合わせ (一財)熊本県建築住宅センター
☎096(385)0771